

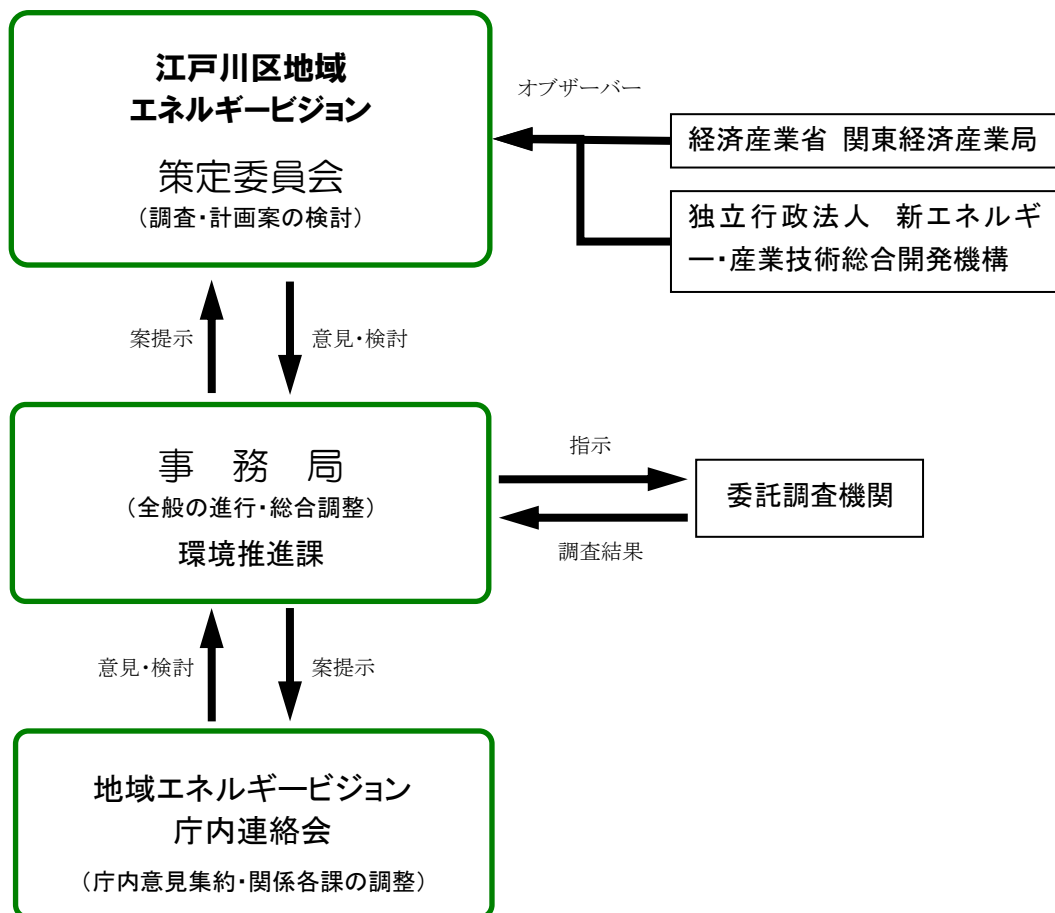
### 3 策定経過等

#### 3-1 策定体制

##### 【策定体制】

エコタウンえどがわ推進計画（江戸川区地域エネルギービジョン）は、学識経験者、区民、事業者代表などによる「江戸川区地域エネルギービジョン策定委員会」の意見を踏まえて策定しました。

策定体制図



### 3-2 策定委員会

#### 【江戸川区地域エネルギービジョン策定委員会 委員名簿】

(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職等
学識経験者	岡 島 成 行◎	えどがわエコセンター理事長 大妻女子大学家政学部教授
	三 上 岳 彦○	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
公募委員	宇田川 浩 佐	不動産賃貸業
	専 田 三枝子	主婦
産業関係者	杉 本 英 臣	江戸川区商店街連合会会長
	彦 田 昌 昭	社団法人東京都トラック協会江戸川支部長
	平 田 善 信	東京商工会議所江戸川支部会長
	松 本 藤 隆	江戸川中央工業会会長
環境関連団体	木 村 伸 行	環境をよくする運動代表者会議会長
	山 崎 求 博	足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ
	大和地 弘 一	e-環境探検隊
エネルギー事業者	川 村 喜 芳	東京電力(株)江東支社副支社長
	作 田 龍 昭	東京ガス(株)東部支店支店長
教育関係者	佐々木 定 治	前小学校長 えどがわエコセンター事務局長
省エネルギーセンター	柴 田 芳 郎	省エネルギーセンター省エネ地域活動推進部長
行政機関	小 川 謙 司	東京都環境局都市地球環境部副参事
	原 信 男	江戸川区環境部長

◎：委員長 ○：副委員長

オブザーバー

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 江戸川区地域エネルギービジョン策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民参加による地球温暖化対策の将来目標及び江戸川区独自の具体的な行動計画として、江戸川区地域エネルギービジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に当たり、江戸川区地域エネルギービジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定め、もって区民、事業者及び行政が一体となったビジョンの策定に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、ビジョンに盛り込むべき事項について検討し、区長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、17名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 公募委員 2名以内
- (3) 産業関係者 4名以内
- (4) 環境関連団体の代表者 3名以内
- (5) エネルギー事業者 2名以内
- (6) 教育関係者 1名以内
- (7) 省エネルギー関連団体の代表者 1名以内
- (8) 関係行政機関の代表者 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報償)

第7条 委員に対する報償は、区長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境部環境推進課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第2条の提言をする日限り、その効力を失う。

### 3-3 策定経過

#### 【策定経過】

会議	日時・場所	事項
第1回	7月17日(火) 10:00~12:00 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ ビジョン策定の進め方</li> <li>・ ビジョン策定の背景</li> <li>・ ビジョンの位置づけと目的</li> <li>・ 区民・事業者アンケート調査の実施案</li> </ul>
	7月31日(火) 9:00~11:00 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定スケジュールの確認</li> <li>・ 策定委員会検討事項の確認</li> </ul>
第2回	9月7日(金) 9:00~15:45 先進地視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地視察(海上市民風力発電、山田バイオマスプラント)</li> </ul>
	策定委員会 15:45~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地視察の結果について</li> </ul>
第3回	9月14日(金) 10:00~12:00 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民・事業者アンケート調査中間報告</li> <li>・ 地域特性に関する調査</li> <li>・ エネルギー消費量等の把握</li> <li>・ エネルギー消費量等の将来推計</li> <li>・ 基本方針・施策案の叩き台について</li> </ul>
	9月26日(水) 9:00~11:00 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定委員会検討事項の確認</li> </ul>
第4回	11月12日(月) 14:00~16:00 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の素案</li> </ul>
	11月27日(火) 9:00~11:00 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定委員会検討事項の確認</li> </ul>
第5回	12月11日(火) 10:00~12:00 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画案について</li> </ul>
12月13日(木)~12月26日(水) パブリックコメント		
第6回	1月24日(木) 9:00~10:00 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申</li> </ul>

### 3-4 先進地視察結果の概要

日時：平成19年9月7日（金）8:30～16:00  
場所：海上市民風力発電所、山田バイオマスプラント  
参加者：委員11名、区職員11名、(株)建設技術研究所2名

#### 1 海上市民風力発電所

[説明者：うなかみ市民風力発電、阿部理事]

##### (1) 事業の概要

「自然エネルギー市民ファンド」は、「自然エネルギー普及」と「地域主導の事業による地域経済活性化」を目指し、全国に5基の市民風車を設置しており、うなかみ市民風車もその一つである。

建設に必要な費用の約半分は、個人や事業者からの出資によりまかなっている。風力発電事業開始後は、売電による収益から「自然エネルギー市民ファンド」に対して元本の返済と金利の支払いが行われ、その後、「自然エネルギー市民ファンド」から出資者に対し、出資金の返還金、分配金の支払いを行うこととしている。



##### (2) 説明の要旨

###### ・風車の仕組みについて

発電機の高さ(65m)での風速が約4m/sになると発電を開始。自動的に風車の正面が風の方を向くように調整している。台風などで風速が25m/sを超えた場合は、安全のため自動停止して、風がおさまってくると自動的に発電を再開する。

本日は、風車は回転しているものの、前日からの台風による強風の影響で風が強いため、発電機には接続せずに空転させている状況である。



###### ・風車の発電量について

予想している年間発電量は約325万kWh、一般家庭約1,000世帯が1年間に使う電力量に相当する。

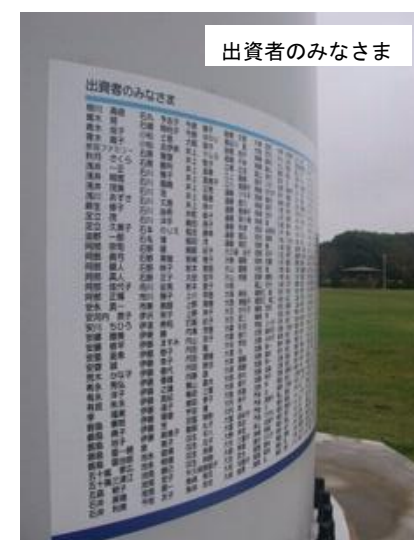
###### ・出資者への分配について

全国の個人・事業者1,000名以上より出資頂いた。希望としては、可能な限り地元の協力を増加させたいと考えていたが、設置箇所である旭市では10名、千葉県では50名という状況である。

なお、初年度の分配はほぼ予定通りである。

また、投資目的よりも、環境保全に関する率直的な投資、名前が残るといような観点から協力を頂いている状況である。

事故や故障、落雷等による運転停止などのリスクは、発生の可能性を説明しているが、電力会社との長期契約や匿名組合という形での出資者との契約により、投資リスクを回避する努力を行っている。



## 2 山田バイオマスプラント

[説明者：柚山氏、阿部場長]

### (1) 事業の概要

地域の中で発生するバイオマスを原料として多種多様な有用物質や燃料を体系的に生産・利用する「バイオマス多段階利用」による地域循環システムを、事業規模プラントを試作・設置して地域実証研究を行っている。

当該研究の実施期間であった平成 16～18 年度の3年間の成果・課題を受け、平成 19 年からは最長5年間、ライフサイクルにも着目し、コストを削減していくことを目的に研究を継続する予定である。



メタン自動車（カートタイプ）



記念撮影、黒い建物はメタン発酵設備



メタン自動車（フォークリフトタイプ）

### (2) 説明の要旨

#### ・現在のシステムについて

本施設では、都市近郊農畜産業型としてシステムを試作・研究している。

装置としては、①受入設備、②メタン発酵プラント、③メタン燃料化設備、④メタン発酵消化液再資源化設備、⑤炭化装置、⑥加熱水蒸気式炭化プラント、⑦乾燥設備、⑧水蒸気爆砕装置（現在使用していない）等があり、多段階利用に関しいろいろと試している状況である。

現在は、25kW のメタンガス発電設備を導入するなどコストの削減を図っている。



バイオガスエンジン（25kW）

#### ・システムの運営について

本施設は、都市近郊農畜産業型として試作・研究を進めていることから、運営に当たっては、原料の確保・成果物の利用（還元）など、地元との連携・協力が重要な要素であると感じている。このことに関し、本施設では農事組合法人と郷園の阿部場長との連携により解決した部分が多い。

#### ・産学官の連携について

トップダウンで進む研究・事業もあるが、研究者や関係者の得意分野のすりあわせやグレーゾーンの調整が重要であると感じている。現場では、話し合いで解決していくことが多い。また、現場での対応は地元の人の意見・アイデアで改善に向かうことが多い状況であった。

また、産学官の連携を構築する際に用いる手法としては、JICAをはじめ多くの開発援助機関で広く使用されているプロジェクトの計画立案・実施・評価のための手法（PCM 手法）を用いることも1つの方法であると考えている。



バイオガス貯蔵タンク